

# B型ウイルス性肝炎・C型ウイルス性肝炎の 治療費助成について



## 対象となる方

○山梨県内に住所（住民票）がある方で、対象となる疾患（B型慢性活動性肝炎、C型慢性肝炎、代償性肝硬変、非代償性肝硬変）に係る根治を目的とするインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、またはB型肝炎の核酸アナログ製剤治療を要すると診断され、認定基準を満たす方。

## 助成の対象医療

○受給者証の有効期間内のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、またはB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に係る初診料、再診料、検査料、入院料、薬剤料等  
※保険診療の対象とならない治療や検査については対象となりません。

## 助成の内容

○助成対象となる治療費（保険診療分）について、窓口での負担額が患者の自己負担限度額（月額）の上限を超えた場合に表の自己負担額を除いた額を助成します。

階 層 区 分		自己負担限度額（月額）
甲	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円以上	20,000 円
乙	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満	10,000 円

## 助成の期間(受給者証の有効期間)

治 療 名	期 間 <sup>※1</sup>
○ B型肝炎 インターフェロン治療	1 年
B型肝炎 核酸アナログ治療	1 年(更新あり)
○ C型肝炎 インターフェロンフリー治療	
「グレカプレビル水和物／ピブレンタスビル配合剤」 (初回治療の慢性肝炎)	3 か月
「グレカプレビル水和物／ピブレンタスビル配合剤」 (初回治療の代償性肝硬変)	4 か月
「ソホスビル／ベルパタスビル配合剤」 (初回治療の慢性肝炎 代償性肝硬変 非代償性肝硬変)	4 か月
「レジパスビル／ソホスビル配合剤」 (初回治療の慢性肝炎 代償性肝硬変)	4 か月

※1 申請書類を提出した月の初日から受給者証の有効期間が始まります。

## 申請に当たっての注意点

- ご自身の病気の状態が、助成の認定基準を満たしているかどうか、主治医によくご相談のうえ申請して下さい。
- 助成期間は治療方法により異なり、有効期間を過ぎると治療費の助成が受けられなくなります。申請にあたっては主治医と相談し、治療の開始が決まった時点で申請するようにして下さい。

○高齢者医療を受けている方、他の医療費助成を受けている方、または、共済組合や健康保険組合の被保険者証をお持ちで、短期医療給付等の制度があり医療費の払い戻しがある方は、この医療費助成制度を申請する必要がない場合があります。

◎インターフェロンフリー治療の診断書を作成できる医師、及びインターフェロンフリー治療不成功後のインターフェロンを含む治療（直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療の場合）に係る診断書を作成できる医師は、原則として日本肝臓学会肝臓専門医（※再治療の申請の場合は、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の意見書の添付が必要）となります。

### 申請手続きに必要な書類等

- ① 申請書（感染症対策グループのホームページからでも入手できます。）
  - ② 診断書（治療を開始する医療機関で作成してもらってください。）
  - ③ マイナンバー（個人番号）の記載のない住民票 [謄本]（現住所の記載があるもので、申請者の属する世帯全員が記載されているもの）
  - ④ 市町村民税証明書：所得課税証明書（申請者及び住民票に記載されている世帯全員分）
  - ⑤ 被保険者証の写し（申請者の氏名が記載されているもの）
  - ⑥ 高齢者受給者証の写し（お持ちの方のみ）
- 申請受付場所は、申請者の住所地を管轄する保健所

### 受給者証について

専門医で構成する「県認定審査協議会」で助成の認定基準に適合と承認されると、「肝炎治療受給者証」及び「自己負担上限額管理票」が交付されます。

この受給者証を健康保険証と一緒に医療機関の窓口に掲示すると、受給者証に記載された自己負担額までを支払えば、その後窓口での支払いがなくなります（ただし助成対象以外の医療費は請求されます）。

#### ○ 主な受給者証の色は次のとおりです

インターフェロンフリー治療（みず色）、B型肝炎核酸アナログ製剤治療（黄色）、  
インターフェロン治療（うすむらさき色）

### 治療費の払い戻しについて

「県認定審査協議会」は毎月1回の開催となりますので、申請書の提出から受給者証の発行までに1か月以上かかってしまう場合があります。

受給者証が手元に届くまでは、医療機関及び薬局で通常どおりに医療費等の支払いをしていただくこととなりますが、受給者証交付時にお渡しする「肝炎治療費請求書」により、自己負担額を超えた金額を後日口座に払い戻しいたします。

<問い合わせ電話番号>

中北保健福祉事務所	0551-23-3074
峡東保健福祉事務所	0553-20-2752
峡南保健福祉事務所	0556-22-8158
富士・東部保健福祉事務所	0555-24-9035
甲府市保健所	055-237-8952
山梨県感染症対策グループ	
感染症対策推進	055-223-1505

山 梨 県

